

## 滋賀県のリハビリテーションを推進する医師の会 会則

### 【設立】

#### 第1条

滋賀県リハビリテーションの発展に寄与することに視点を置いて、医師による滋賀県のリハビリテーションを推進する会を設立する。

### 【名称】

#### 第2条

前条の会を「滋賀県のリハビリテーションを推進する医師の会」(以下本会)と呼ぶ。

### 【目的】

#### 第3条

本会は、リハビリテーションに係る技能の向上、診療組織の強化、組織間相互の連携を図り、医師が協働するリハビリテーション体制を構築することを目的とする。

### 【事業】

#### 第4条

目的を遂行するために、研修会、その他の事業を行う。

- (1)リハビリテーション診療研修会
- (2)地域リハビリテーションにおける多職種協働の構築
- (3)リハビリテーション推進に係る懇談と課題の解決
- (4)その他本会の目的の達成に必要な事業

### 【運営ならびに運営委員会】

#### 第5条

本会に運営委員会(以下、「委員会」)を置き、運営方針を決定する。

2. 委員会は年3・4回程度定期的開催する。
3. 委員会委員は20ないし30名とし、その選任に当たっては、広く県下各地域・各領域から適任者を求め、本委員会の承認を得るものとする。
4. 委員会委員の互選により、本会の代表を選ぶ。
5. 委員会委員の中から、本会の母体となる機関を通して若干名の企画委員の推薦を受け、機関との間の連絡に当たる。
6. 委員会委員の中から研修委員若干名を選び研修会の立案に当たる。
7. 委員会委員の中から地域リハ委員として地域リハ推進に必要な人員を選び、事業を遂行する。
8. 企画・運営上の個別事項について、特命で相談役若干名を得て専門的な相談に与る事ができる。

### 【総会】

第6条 1年に1回の定例総会において、年間行事ほか重要事項を協議することとし、代表がこれを招集する。

#### 【事務局】

##### 第7条

事務局ならびに事務担当者は委員会で定める。

2. 事務局担当者は、渉外、会員事務(会員登録事務)、情報発信(広報誌、Hp等による事業開催連絡、その他の広報)、その他に当たるものとする。
3. 研修に関する事務を分掌するために、本会事務局との連携の下に、別途、研修事務局を置くことが出来る。

#### 【会員・会費】

##### 第8条

会員は本会の目的に賛同する滋賀県の医師とする。

2. 研修会等会合の運営に必要な費用は、会の開催毎に調達する。
3. 経常費は年会費ならびに拠金をもって当てる。
4. 会費の額、徴収方法については別途定める。

#### 【付則】

##### 第9条

本会は平成21年4月1日の設立とする。

2. 会則の改定は総会の議を経るものとする。

平成20年6月4日制定

平成21年1月26日改定

平成21年3月31日改定

滋賀県のリハビリテーションを推進する医師の会 運営委員会申し合わせ事項(平成20年6月4日)  
その後の情勢から再審議 申し合わせとして平成 21 年 3 月 6 日再検討

1. この会の略称を「滋賀県リハ推進医会」とする。
2. 運営委員会に関する件を次の通り進める。
  - ア、委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
  - イ、運営委員会は、定期的に年3回ないし4回開催する。
  - ウ、委員会に次の役割を置く。
    - ①企画:事業執行上の県下各職域間のバランス、緊急必要事項の検討  
リハ医学会(リハ実践者)、医師会、病院協会、リハセンターからの選任、
    - ②地域リハ:その構築に向けた調査研究、啓発、協議
    - ③事務取扱:本会各種一般事務
    - ④研修:研修計画
    - ⑤研修会担当:毎回研修会担当者を置き、実施に当たる、
    - ⑥事業運営・渉外:研修会の運営、その他会員の求める事業に関する運営上の検討
3. 事務局は組織・機関を指定するのではなく、事業等の担当者(代表者、研修委員、事業運営委員等)が主としてその職務を遂行する場所であって、運営委員会の議を経たものとする。
4. 会費
  - ア、会合費:研修会、小会議など参加費、協賛費を持って充てる。
  - イ、事務費:当面の処置として、参加費から、事務等必要な額を分与する。
5. 研修会に関することを次のように扱う
  - ア、研修会は年2回開催する。そのうち1回は総会を同時に開催する。研修会に共催者を置くこととする。
  - イ、研修会開催費は、参加費等によってその都度まかなう。